平成２３年（フ）第３６１号
千葉県野田市古布内1523番地３
債務者　高橋　正作
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３６２号
千葉県野田市古布内1523番地３
債務者　高橋　房子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６０号
長野県上田市中央１丁目５番16号　京成ビル２Ｆ101号、前住所長野県中野市大字吉田1284番地
債務者　中澤　豊子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第６５号
長野県千曲市大字若宮1305番地191　県営住宅黒彦団地４号棟96
債務者　郷間由起子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第２０６号
愛知県岩倉市大地町郷内1249番地
債務者　前田　芳輝
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１５６号
神戸市西区伊川谷町有瀬942番地　ビューハイツ205号、旧住所兵庫県明石市東山町1099番地の１
債務者　嶋崎奈穂子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
兵庫県明石市林３丁目１番12号　林サンハイツ203号
債務者　都築　百恵
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
神戸市西区北別府３丁目20番地の11　今田マンションＡ―101号
債務者　達川寿雄こと　徐　　寿雄
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
広島県福山市手城町３丁目29番３号、旧住所広島県福山市大門町１丁目20番９―304号
債務者　石川　勝人
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１７３号
北九州市八幡東区枝光本町７番７―402号
債務者　古川　　巌
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２２９号
大分市大字三芳931番地の１　宮辺アパート101
債務者　佐藤　睦子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１３５号
富山県射水市片口813シューネスハイムＩ102号室、住民票上の住所富山県射水市中新湊17番１号　アパガーデンパレスなかしん406
債務者　大﨑　康則
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０号
栃木県真岡市田町1730番地３　雇用促進住宅１―503
債務者　永盛　勝江
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第７２８号
北九州市八幡西区本城学研台１丁目15番15号Ｃ―102
債務者　髙田　克博
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２９４号
北九州市小倉北区上富野５丁目５番３号
債務者　戸田　利美
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３８４号
北九州市八幡西区陣原５丁目７番11号
債務者　筒井　澄子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３８７号
北九州市八幡西区千代ヶ崎２丁目９番４―204号
債務者　三鷹沙愛こと　張　　知子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部